

# 入院保険金・手術保険金等の請求が かんたんになります!



**診断書は  
必要ありません**※1

入院保険金の場合  
は領収書だけで  
請求ができます

医療機関が発行した  
**領収書と診療明細書の  
提出で請求ができます**※2※3

※1 2017年10月1日以前に付加された特約で、悪性新生物に対して放射線治療や温熱療法以外の手術保険金を請求する場合は、診断書の提出が必要です。

2017年10月2日以降に付加された特約で、責任開始日(復活日)から2年以内で5日を超える病気による入院と、責任開始日(復活日)から2年以内の病気による入院中に受けた手術または放射線治療や温熱療法の場合は、診断書の提出が必要です。

※2 領収書と診療明細書はコピーでもお手続きいただけます。

※3 お手続きの際にはご請求いただく保険金種別に応じて、次の内容についてお申し出いただく必要があります。

- ・治療を受けた病気・ケガの名称
- ・ケガの場合はケガの原因となった事故の詳細と事故日
- ・手術日または放射線治療・温熱療法治療期間

領収書、診療明細書などの医療機関から交付される書類は  
**大切に保管していただきますようお願いいたします**



ご利用条件の詳細は  
こちらでご確認ください。



**インターネット  
でのお手続きが  
おすすめです!**



**お問い合わせ先** ※おかけまちがないようお願いいたします。

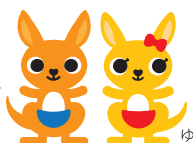
担当者、お近くの郵便局、かんぽ生命の支店、または下記の「かんぽコールセンター」のいずれかにお問い合わせください

**かんぽコールセンター | 0120 - 552 - 950**

受付時間: 9:00~21:00(土・日・休日は17:00まで) ※1月1日~3日は除きます

ここに きこう

かんぽ生命  
企業キャラクター  
かんぽくん



ゆめちゃん